

TEPCO

電気需給約款

[特別高圧]

2024年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

電 気 需 給 約 款

目 次

I 総 則	1
1 対象となるお客さま	1
2 需給約款の変更	1
3 定 義	2
4 単位および端数処理	5
5 実施細目等	5
II 契約の締結	6
6 需給契約の申込み	6
7 需給契約の成立および契約期間	7
8 需 要 場 所	8
9 需給契約の単位	8
10 供 給 の 開 始	8
11 供給電気方式, 供給電圧および周波数	9
12 供 給 の 単 位	9
13 需給契約書の作成	9
III 契約種別および料金	10
14 契 約 種 別	10
15 ベーシックプラン	10
16 市場調整ゼロプラン	11
17 市場価格連動プラン	13

18	臨時電力	14
19	予備電力	15
IV	料金の算定および支払い	18
20	料金の適用開始の時期	18
21	料金の算定期間	18
22	使用電力量等の算定	18
23	料金の算定	19
24	日割計算	19
25	料金の支払義務および支払期日	20
26	料金その他の支払方法	20
27	延滞利息	21
28	保証金	21
V	使用および供給	23
29	適正契約の保持	23
30	契約超過金	23
31	未達精算金	23
32	需要場所への立入りによる業務の実施	23
33	違約金	24
34	損害賠償および債務の履行の免責	24
35	設備の賠償	25
36	需給計画に係るお客さまの協力	25
VI	契約の変更および終了	26
37	需給契約の変更	26
38	名義の変更	26

39	需給契約の廃止	26
40	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう精算	27
41	期中解約金	29
42	解約等	30
43	需給契約消滅後の債権債務関係	31
VII	供給方法，工事および工事費の負担	32
44	供給方法および工事	32
45	工事費負担金等相当額の申受け等	32
46	工事費負担金等相当額に関する契約書の作成	32
VIII	その他の	33
47	準拠法	33
48	管轄裁判所	33
附	則	35
別	表	71

I 総 則

1 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款〔特別高圧〕（以下「この需給約款」といいます。）は、原則として当社が電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限ります。）の適用を受け、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当社以外の者から電気の供給を受けているお客さまを除きます。）に対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この需給約款は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2 需給約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の電気需給約款〔特別高圧〕について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の電気需給約款〔特別高圧〕によります。
 - イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款を変更する必要が生じた場合
 - ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの需給約款を変更する必要があると判断した場合
- (2) 当社は、この需給約款を変更しようとする場合、変更しようとする事項

について、その変更にあたって、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、需給契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この需給約款の変更後遅滞なく、電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 定 義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

- イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
- ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯
- ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 契 約 使 用 期 間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(8) 最 大 需 要 電 力

託送約款等に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(9) 朝 時 間

毎日午前8時から午後1時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(10) 昼 時 間

毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(11) 晩 時 間

毎日午後4時から午後10時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(12) 夜 時 間

朝時間、昼時間および晩時間以外の時間をいいます。

(13) 年 度

毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

(14) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課さ

れる地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金率、基準燃料単価および基準市場単価には消費税等相当額を含みます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が東京エリアのものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、基準市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。

(18) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(19) 平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、2月1日から2月28日までの期間

(閏年となる場合は、2月29日までの期間といたします。), 3月1日から3月31日までの期間, 4月1日から4月30日までの期間, 5月1日から5月31日までの期間, 6月1日から6月30日までの期間, 7月1日から7月31日までの期間, 8月1日から8月31日までの期間, 9月1日から9月30日までの期間, 10月1日から10月31日までの期間, 11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量および最低引取電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目等

この需給約款の実施上必要な細目的事項およびこの需給約款によりがたい特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の締結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間，連絡体制および料金の支払方法

- (2) 契約種別については，ベーシックプランを基準として，当社と協議していただきます。
- (3) 契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (5) お客さまが保安等のために必要とされる電気については，託送約款等に定めるところにより，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまおよび当社は，需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を，需給契約を履行する以外の目的で，第三者（お客さままたは当社の関係会社等を除きます。）に開示してはならないものとしたし

ます。ただし、法令および監督官庁その他公的機関からの要請にもとづき開示する場合は、この限りではありません。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みに対して当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社が供給の意思表示を行なったときとは、当社が電気需給契約のご案内を発送した日または電磁的方法により提供した日とし、これによりがたい場合には、13（需給契約書の作成）の需給契約書に調印を行なった日といたします。

また、当社は、需給契約の成立に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、需給契約の成立後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、市場調整ゼロプランおよび臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

また、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、新たな契約期間について、契約期間満了に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、また、新たな契約期間、需給契約を継続した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、需給契約の継続後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

ロ 市場調整ゼロプランの契約期間は、需給契約が成立した日から、料金

適用開始の日以降1年目の日の翌日が属する年度の末日までといたします。

ハ 臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、予備電力
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供 給 の 開 始

- (1) 当社は、需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供

給いたします。

- (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

12 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

(1) 契約種別は、次のとおりといたします。

ベーシックプラン，市場調整ゼロプラン，市場価格連動プラン，臨時電力，予備電力

(2) お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けようとする等の事情により，1 需要場所について 2 契約種別を適用して 1 需給契約を結ぶ場合の電気料金その他の供給条件は，別に定める要綱によります。

15 ベーシックプラン

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯，小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が原則として 2,000 キロワット以上で，当社との協議が調ったものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(3) 料金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，

電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,770円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	18円14銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 市場調整ゼロプラン

(1) 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものといたします。ただし、各月の使用電力量は、原則として、その月の最低引取電力量を下回らないも

のいたします。

なお、最低引取電力量は、原則として次の算式によって算定された値といたします。ただし、23 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、24 (日割計算) (1)イに準じて時間数の日割計算を行ない、最低引取電力量を算定いたします。

$$\text{最低引取電力量} = \text{契約電力} \times 250 \text{時間}$$

(2) 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、新たに電気を使用される場合等で、需給開始の日から1年間について、契約電力がてい増するときであっても、契約電力は段階的に定めることができないものいたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合 (予備電力によって電気を使用した場合を除きます。) の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,990円00銭
---------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	18円95銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

17 市場価格連動プラン

(1) 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものといたします。

(2) 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,600 円 00 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 44 銭
-------------	-----------

(ロ) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 44 銭
-------------	-----------

(ハ) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 44 銭
-------------	-----------

(ニ) 夜 時 間

1 キロワット時につき	13 円 39 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

18 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて、契約使用期間を1年未満として電灯、小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上で、当社との協議が調ったものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、適用いたしません。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,684 円 68 銭
---------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 朝 時 間

1キロワット時につき	13円60銭
------------	--------

(ロ) 昼 時 間

1キロワット時につき	13円60銭
------------	--------

(ハ) 晩 時 間

1キロワット時につき	13円60銭
------------	--------

(ニ) 夜 時 間

1キロワット時につき	13円60銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(3) そ の 他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。

19 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

ベーシックプラン、市場調整ゼロプランまたは市場価格連動プランのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給

にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、常時供給分の電力量料金に準じて、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額または別表4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはベーシックプランの該当料金（電気を使用する場合のものとして）の5パーセント、予備電源についてはベーシックプランの該当料金（電気を使用する場合のものとして）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

IV 料金の算定および支払い

20 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

21 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

22 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (3) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、料金の算定期間の夜時間の使用電力量は、料金の算定期間の使用電力量から夜時間を除く時間帯別の使用電力量の合計を差し引いた値といたします。

- (4) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則として託送約款等に定めるところによるものといたします。

23 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24 日割計算

- (1) 当社は、23（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表5（日割計算の基本算式）（1）により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 23（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。
また、23（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更

後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

25 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、お客様と当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客様と当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

26 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
なお、料金の支払いは、次によります。
イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものと

いたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

27 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

28 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する

金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかったことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

29 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

31 未達精算金

- (1) 市場調整ゼロプランのお客さまのその1月の使用電力量が最低引取電力量を下回る場合は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、当社は、未達電力量に該当電力量料金率を乗じてえた金額（別表3〔燃料費調整〕(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。）を未達精算金として申し受けます。この場合、未達電力量とは、最低引取電力量からその1月の使用電力量を差し引いた値といたします。
- (2) 未達精算金は、その1月の使用電力量が最低引取電力量を下回る月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

32 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地

または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務

33 違 約 金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、料金の全部または一部の支払いを免れたときは、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

34 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行いません。
- (2) 42（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その

他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

35 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

36 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送約款等にもとづく需給計画作成のために必要な情報を、お客さまより提供していただくことがあります。

VI 契約の変更および終了

37 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合等は、II（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。ただし、市場調整ゼロプランのお客さまの契約期間の終期は、契約種別の変更を希望される場合を除き、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、従前のおりいたします。
- (2) 契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (3) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランのお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (4) 市場調整ゼロプランのお客さまは、原則として契約電力を増加または90パーセント未満に減少することはできません。ただし、29（適正契約の保持）により契約電力を変更する場合は、この限りではありません。

38 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きにより行うことができます。この場合には、その旨を当社へ当社所定の様式により申し出ていただきます。

39 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 需給契約は、42（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

40 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう精算

(1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により接続送電サービス料金（当社が需給契約にもとづきお客さまに電気を供給するにあたって適用される託送約款等に定める接続送電サービスの料金をいいます。）および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間について、接続送電サービス料金を適用して算定される金額の20パーセントに相当するものを申し受けます。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を

上回る契約電力分につき接続送電サービス料金を適用して算定される金額の20パーセントに相当するものを申し受けます。

なお、当該接続送電サービス料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものとしたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき接続送電サービス料金を適用して算定される金額の20パーセントに相当するものを申し受けます。

なお、当該接続送電サービス料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものとしたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき接続送電サービス料金を適用して算定される金額の20パーセントに相当するものを申し受けます。

なお、当該接続送電サービス料金を適用する使用電力量は、その期間

の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

41 期中解約金

(1) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランのお客さまについて、契約期間満了に先だって、お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合、または、42（解約等）により需給契約が解約され、もしくは消滅する場合には、当社は、需給契約の消滅日に次の期中解約金を申し受けます。

イ ベーシックプランのお客さまの期中解約金は、需給契約の消滅日から契約期間満了日までの期間について算定される基本料金（需給契約の消滅日の前日の契約電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセントとみなして力率割引をしたものいたします。）の10パーセントに相当する金額といたします。

ロ 市場調整ゼロプランのお客さまの期中解約金は、(イ)および(ロ)の合計といたします。

(イ) 需給契約の消滅日から需給契約の消滅日が属する年度の末日までの期間について算定される期中解約金は、基本料金（需給契約の消滅日の前日の契約電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセントとみなして力率割引をしたものいたします。）および最低引取電力量に電力量料金率を乗じてえた金額の合計の10パーセントに相当する金額といたします。

(ロ) 7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロに定める契約期間のうち(イ)を除く期間について算定される期中解約金は、(イ)に準ずるものと

いたします。ただし、(イ)の乗率は5パーセントといたします。

- (2) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランのお客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を消滅しようとする場合には、当社は、(1)に準じて、需給契約の消滅日に期中解約金を申し受けます。ただし、(1)ロ(イ)の需給契約の消滅日が属する年度の末日は、お客さまと協議のうえ定めた需給開始日（お客さまと協議のうえ定めた需給開始日がない場合は、需給契約の申込時に明らかにされた使用開始希望日といたします。）が属する年度の末日といたします。
- (3) 期中解約金は、原則として、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

42 解 約 等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ヘ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受け

た場合

チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

リ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

ヌ お客さまがその他この需給約款に反した場合

- (2) お客さまが、39（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

43 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

44 供給方法および工事

当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。

45 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成后，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消しまたは変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

46 工事費負担金等相当額に関する契約書の作成

工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。

VIII そ の 他

47 準 拠 法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

48 管 轄 裁 判 所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2024年4月1日から実施いたします。

2 料金その他の供給条件についての経過措置

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

この需給約款実施の際現に変更前の電気需給約款〔特別高圧〕（以下「旧需給約款」といいます。）の特別高圧季節別時間帯別電力Aの適用を受け、特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

b そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

b 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

c 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 62 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 40 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 01 銭	18 円 86 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 80 銭	18 円 65 銭

c 夜間時間

1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 56 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 33 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力 B

イ 適用範囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧季節別時間帯別電力 B の適用を受け、特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上（特別高圧自家発補給電力 B とあわせて契約する場合は、特別高圧自家

発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であるものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分および時間帯区分

季節区分および時間帯区分は、(1)ハに準ずるものといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 62 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 40 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 18 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 01 銭	18 円 86 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 80 銭	18 円 65 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 57 銭	18 円 37 銭

c 夜間時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 56 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 33 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 18 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ホ その他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含み

ます。)を使用することはできません。

(3) 特別高圧電力A

イ 適用範囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧電力Aの適用を受け、特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分

季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加

えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 85 銭	17 円 84 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 59 銭	17 円 63 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(4) 特別高圧電力B

イ 適用範囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧電力Bの適用を受け、特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季 節 区 分

季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 29 銭	17 円 34 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 04 銭	17 円 12 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 80 銭	16 円 90 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ホ そ の 他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(5) 特別高圧自家発補給電力

イ 特別高圧自家発補給電力A

(イ) 適 用 範 囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧自家発補給電力Aの適用を受ける特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、適用いたしません。

(ロ) 契 約 電 力

a 契約電力は、お客様の発電設備の容量(定格出力といたします。)を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量(定格出力といたします。)を下回らないものといたします。

b aによりがたい場合には、次の値を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合

お客様の発電設備の容量(定格出力といたします。)からお客様の予備発電設備の容量(定格出力といたします。)を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客様の発電設備の容量(定格出力といたします。)から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量(同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。)を差し引いた値

(ハ) 季 節 区 分

季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費

等調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増したものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 95 銭	18 円 84 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 66 銭	18 円 59 銭

(b) (a) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 97 銭	21 円 59 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 62 銭	21 円 28 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

- (ホ) 特別高圧自家発補給電力Aの使用
- a お客様が特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
 - b 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力をこえないときは、aにかかわらず、特別高圧自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。
- (ハ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の最大需要電力
- 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。
- a 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らか場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
 - b 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (ニ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の使用電力量
- a 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
- (a) 特別高圧季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものとしたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものとしたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Aの平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧電力Aの平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧電力Aの平均電力

b 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間に乗じてえた値をこえないものとしたします。

(フ) そ の 他

- a 定期検査または定期補修は、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。
- b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ロ 特別高圧自家発補給電力B

(イ) 適 用 範 囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧自家発補給電力Bの適用を受ける特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、適用いたしません。

(ロ) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 季 節 区 分

季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費

等調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増したものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 32 銭	18 円 29 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 06 銭	18 円 04 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 80 銭	17 円 80 銭

(b) (a) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 19 銭	20 円 90 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 85 銭	20 円 59 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 53 銭	20 円 29 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ホ) 特別高圧自家発補給電力Bの使用

a お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

b 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力をこえないときは、aにかかわらず、特別高圧自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

(ハ) 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

a 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らかでない場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

b 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ト) 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の使用電力量

a 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家

発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(a) 特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Bの平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧電力Bの平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧電力Bの平均電力

b 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものとしたします。

(フ) そ の 他

a 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その時期を変更していただくことがあります。

b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものとしたします。

(6) 特別高圧予備電力

イ 適 用 範 囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧予備電力の適用を受ける特別高圧季節別時間帯別電力A，特別高圧季節別時間帯別電力B，特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で当社との協議が調ったものに適用いたします。

(イ) 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(ロ) 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

ロ 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値としたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大

需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧電力A

または特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

(7) 燃料費等調整

イ 燃料費等調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3759$$

$$\gamma = 0.6725$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単
純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時
までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.8288$$

$$\delta 2 = 0.1712$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単
純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キ
ロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、
その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、平均市
場価格算定期間は、スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定
する場合の期間とし、3（定義）(19)にかかわらず、(ニ)によります。

(ハ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定され
た値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点
以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等} &= (\text{平均燃料価格} - \text{ロの基準燃料価格}) \times \frac{\text{ニの基準燃料単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} &+ (\text{平均市場価格} - \text{ハの基準市場価格}) \times \text{ホの基準市場単価} \end{aligned}$$

(ニ) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定
期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平
均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等
調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対
応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月21日から翌年 の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から翌年 の1月31日までの期間	毎年11月21日から翌年 の2月20日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期間）	毎年12月21日から翌年 の3月20日までの期間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

(ホ) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	57,500円
--------	---------

ハ 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準市場価格	11円22銭
--------	--------

ニ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭9厘
------------	-------

ホ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、基準市場単価上限値を超えない限りで、年度ごとに定めるものといたします。

また、基準市場単価は、その年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

なお、基準市場単価上限値は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	32銭8厘
------------	-------

ヘ 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、イ(イ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、イ(ロ)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびにイ(ハ)によって算定された燃料費等調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

- (8) この需給約款実施の際現に旧需給約款の適用を受けているお客さまの基本料金および電力量料金は、契約期間満了までの間、(1)ニ(イ)および(ロ)、(2)ニ(イ)および(ロ)、(3)ニ(イ)および(ロ)、(4)ニ(イ)および(ロ)または(5)イ

(ニ) b もしくはロ(ニ) b にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 特別高圧季節別時間帯別電力A

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 78 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 56 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 17 銭	22 円 02 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 96 銭	21 円 81 銭

c 夜間時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 72 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 49 銭

ロ 特別高圧季節別時間帯別電力B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 78 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 56 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 34 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 17 銭	22 円 02 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 96 銭	21 円 81 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 73 銭	21 円 53 銭

c 夜間時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 72 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 49 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 34 銭

ハ 特別高圧電力A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 01 銭	21 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 75 銭	20 円 79 銭

ニ 特別高圧電力B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 45 銭	20 円 50 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 20 銭	20 円 28 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 96 銭	20 円 06 銭

ホ 特別高圧自家発補給電力

(イ) 特別高圧自家発補給電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 11 銭	22 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 82 銭	21 円 75 銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	26 円 13 銭	24 円 75 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 78 銭	24 円 44 銭

(ロ) 特別高圧自家発補給電力 B

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 48 銭	21 円 45 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 22 銭	21 円 20 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 96 銭	20 円 96 銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 35 銭	24 円 06 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 01 銭	23 円 75 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	24 円 69 銭	23 円 45 銭

(9) (8)の適用を受けるお客さまの燃料費等調整は、(7)に準ずるものいたします。ただし、(7)イ(i)の α 、 β および γ の値、(7)イ(ロ)の $\delta 1$ および $\delta 2$ の値、(7)ロの基準燃料価格、(7)ハの基準市場価格、(7)ニの基準燃料単価ならびに(7)ホの基準市場単価は、次のとおりいたします。

イ α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりいたします。

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

ロ δ 1および δ 2の値

δ 1および δ 2の値は、次のとおりといたします。

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

ハ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	64,900 円
--------	----------

ニ 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準市場価格	17 円 44 銭
--------	-----------

ホ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	14 銭 5 厘
-------------	----------

ヘ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	32 銭 8 厘
-------------	----------

- (10) この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧臨時電力の適用を受けているお客さまの料金は、契約期間満了までの間、18（臨時電力）にかかわらず、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促

進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

また、電力量料金は、(9)に準じて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき、特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上の場合は(8)ニの特別高圧電力B, 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上の場合は(8)ハの特別高圧電力Aの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、それぞれの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(イ) 動力（付帯電灯を含みます。）を使用する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 53 銭	22 円 40 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 23 銭	22 円 13 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 96 銭	21 円 88 銭

(ロ) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受 ける場合	24 円 21 銭	23 円 01 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受 ける場合	23 円 90 銭	22 円 73 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ニ そ の 他

その他の事項については、臨時電力に準ずるものといたします。

(11) そ の 他

(1)から(6)まで、(8)および(10)の適用を受けるお客さまの供給条件は、次のとおりといたします。

イ 使用電力量の単位は、4（単位および端数処理）(2)にかかわらず、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 当社は、9（需給契約の単位）にかかわらず、1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合、次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合または9（需給契約の単位）(2)もしくは(3)の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

特別高圧臨時電力、特別高圧自家発補給電力、特別高圧予備電力

ハ 使用電力量の算定は、22（使用電力量等の算定）(1)、(2)および(3)にかかわらず、以下のとおりといたします。

(イ) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、原則として託送約款等に定める検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電

力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ託送約款等に定める計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

(ロ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bについては、使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行いません。

ニ 当社は、24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

また、計量値を確認する場合は、その値によります。

ホ お客さまの料金の支払義務は、25（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、原則として、託送約款等に定める検針日に発生いたします。

ヘ 特別高圧季節別時間帯別電力Bもしくは特別高圧電力Bの場合、特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Bで特別高圧電力Bに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧季節別時間帯別電力Bもしくは特別高圧電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたときは、当社は、33（違約金）(1)に準じて違約金を申し受けるものとし、また、42（解約等）に準じて需給約款を解約することがあります。

ト お客さま（(8)および(10)の適用を受けるお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、40（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう精算）にかかわらず、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等や

むをえない理由による場合を除きます。

- (イ) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって当初から(ホ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (ロ) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって当初から(ホ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、(ホ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (ハ) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって当初から(ホ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、(ホ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、

減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (二) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって当初から(ホ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、(ホ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (ホ) 料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものいたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき特別高圧で電気の供給を受けて動力（付

帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上の場合は(4)の特別高圧電力B、特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上の場合は(3)の特別高圧電力Aの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、それぞれの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(a) 動力（付帯電灯を含みます。）を使用する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 37 銭	19 円 24 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 07 銭	18 円 97 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 80 銭	18 円 72 銭

(b) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 05 銭	19 円 85 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 74 銭	19 円 57 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

チ (8)のお客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、トに準ずるものといたします。この場合、料金は、(10)に準じて精算していただきます。

リ その他の供給条件は、本則に準ずるものといたします。

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

4 この需給約款の実施にともなう切替措置

この需給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 休 日 等

この需給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、特別高圧予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、特別高圧予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3759$$

$$\gamma = 0.6725$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (2) \text{の基準燃料価格}) \times \frac{(3) \text{の基準燃料単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期

間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	57,500円
--------	---------

(3) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ ベーシックプラン

1キロワット時につき	16銭9厘
------------	-------

ロ 市場調整ゼロプラン

1キロワット時につき	20銭1厘
------------	-------

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

4 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

(イ) ベーシックプラン

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単
純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時
までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.8288$$

$$\delta 2 = 0.1712$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 市場価格連動プランおよび臨時電力

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお、時間帯別の平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格連動プランおよび臨時電力の市場価格調整単価は、時間帯別に算定いたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - (2) \text{の基準市場価格}) \times (3) \text{の基準市場単価}$$

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日の

お客さまの市場価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
翌年の2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間）	翌年の3月の料金に係る計量期間等
翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、ベーシックプラン、市場価格連動プランまたは臨時電力の契約種別に応じて、その1月の使用電力量またはその1月の時間帯別の使用電力量に口によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

イ ベーシックプラン

基準市場価格	11円22銭
--------	--------

ロ 市場価格連動プランおよび臨時電力

(イ) 朝 時 間

基準市場価格	11円22銭
--------	--------

(ロ) 昼 時 間

基準市場価格	11円22銭
--------	--------

(ハ) 晩 時 間

基準市場価格	11円22銭
--------	--------

(ニ) 夜 時 間

基準市場価格	11円22銭
--------	--------

(3) 基準市場単価

イ ベーシックプラン

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、基準市場単価上限値を超えない限りで、年度ごとに定めるものといたします。

また、基準市場単価は、その年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

なお、基準市場単価上限値は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	32銭8厘
------------	-------

ロ 市場価格連動プランおよび臨時電力

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(イ) 朝 時 間

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

(ロ) 昼 時 間

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

(ハ) 晩 時 間

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

(ニ) 夜 時 間

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

(4) 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イ(イ)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格、(1)イ(ロ)の各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに(1)ロによって算定された市場価格調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

5 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

といたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。